○厚生労働省令第八十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）
福島県	（略）	（略）
	西白河郡	西郷村
	（略）	（略）
茨城県	（略）	（略）
	猿島郡	境町
	北相馬郡	利根町
（略）	（略）	（略）

改正前		
都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）
福島県	（略）	（略）
	西白川郡	西郷村
	（略）	（略）
茨城県	（略）	（略）
	北相馬郡	利根町
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和七年九月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十一号

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第二条の二第二項及び第四条の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録の消除）	（登録の消除）
第十条　法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号。第十六条の五及び第十七条において「令」という。）第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。	**第十条**　法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号。第十七条において「令」という。）第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　その犬に関して第十六条の六の通知を受けた場合	二　その犬に関して第十六条の五の通知を受けた場合
三　その犬に関して動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第二十一条の九第三項の通知を受けた場合であつて、かつ、犬の新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項又は第三項の通知を受けた場合	（新設）
（犬の所在地の変更に係る通知の免除）	（新設）
第十六条の五　令第二条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、犬の旧所在地を管轄する市町村長が動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第二十一条の九第三項の通知を受けた場合であつて、かつ、犬の新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項又は第三項の通知を受けた場合とする。	
第十六条の六・第十六条の七　（略）	**第十六条の五・第十六条の六**　（略）

附　則

この省令は、令和七年九月一日から施行する。